

世界標準の日本語明細書を書こう

特許業務法人 有古特許事務所
弁理士 岡 憲吾

1. 日本語と特許明細書

特許事務所に勤務する弁理士の主な業務の1つは、日本国特許庁への手続代理である。この業務には、多くの場合、書面作成作業が付随する。高品質な文章を速く仕上げる能力が、弁理士には要求される。弁理士は、「物書き」である。作成する書面の言語は、「日本語」である。

暗夜行路などの作品で知られる志賀直哉は、小説の神様と称されるほどの日本語の使い手であった。その志賀は、昭和21年の「改造」4月号に発表したエッセイ「国語問題」において、以下のように述べている。

吾々は子供から今の国語に慣らされ、それ程に感じてはいないが、日本の国語程、不完全で不便なものはないと思う。その結果、如何に文化の進展が阻害されていたかを考えると、これは是非とも此機会に解決しなければならぬ大きな問題である。此事なくしては将来の日本が文化国になれる希望はないと云っても誇張ではない。

同エッセイにおいて志賀は、国語として日本語に代えてフランス語を採用することを提案し、さらに、明治時代に英語を国語に採用しようとした森有礼（初代文部大臣）を賞賛している。志賀は、「英語を採用しておれば、万葉集や源氏物語も今より遙か多くの人々に読まれていたろう。」とまで述べている。小説の神様は、日本語との日々の苦闘に疲れ果て、国語外国語化論に傾倒していったのだろう。

国語学者である大野晋は、自らの著書である「日本語練習帳（岩波書店発行）」において、志賀の提案を批判する立場から、「おそらく彼（志賀）は、源氏物語など読んだことがないのでしょう。」と、切り捨てている。国語としての日本語を堅持すべき、との立場である。筆者は、大野の意見に賛同したい。言葉は文化であり、帰属意識の象徴である。万葉人や平安貴族の頃から、日本人が感情や思想の表現に用いてきた日本語を、他国語に交換して良いわけがない。

ところで、日本語で特許明細書を書いていると、日本語とはなんともしどかしい言語であるかと、つくづく思う。これが英語であればもう少しスマートで明確な表現ができるのだがと、感じる人が多い。日本語は、特許明細書には向いていない。国語外国語化論を提案した志賀直哉の気持ちは、分からないでもない。いや、共感すら覚える。志賀が言うところの日本語の「不完全」や「不便」を、何とか克服できないものであろうか。

感情を表現する必要がないという点において特許明細書は文学とは対極の位置にあるのだから、この明細書においてこそは、芸術的要素をそぎ落とし、そして口語からの多少の乖離には目をつむり、明確表現を極めてみてもよいのではないか。志賀直哉を辟易させた日本語の欠点を克服し、あたかも英語のように日本語文法を使いこなし、日本語と英語とのギャップを埋めるべく、直訳すれば英語になる明細書を書くべきではないか。直訳すれば英語になる明細書を、ここでは「世界標準の日本語明細書」と呼びたい。

筆者の経験によれば、世界標準の日本語明細書においては、日本語の段階で、疑義が生じない表現が自ずと採用される。従って、センテンスの意味が明確な明細書になる。当該案件が将来的に外国に特許出願されるか否かに関わらず、世界標準の日本語明細書は、出願人にとって役に立つ。もちろん、外国出願に先立つ翻訳に供される場面においても、世界標準の日本語明細書は大いに役に立つ。経済活動がグローバル化し、外国出願率が高まっている今日、世界標準の日本語明細書の重要性は極めて高いといえる。世界標準の日本語明細書は、我が国の産業界の知財戦略に寄与しようと信じる。企業において、そして特許事務所において、知財業務に携わる多くの方々が、世界標準の日本語明細書を意識して下さることを、強く願う。

2. 世界標準の日本語明細書を書くための注意点

世界標準の日本語明細書を書くために注意すべき点は、多数ある。そのうちのいくつかを、以下検討してみたい。

注意点1 クレームでの語順

前提部分と特徴部分との二部構成を有する、いわゆるジェプソントイプクレームは、米国の実務では用いられていない。将来米国に出願される可能性がある日本出願において、ジェプソントイプクレームではなく、構成要素列挙タイプクレームを立てることは、特許の世界の常識となっている。構成要素列挙タイプクレームをジェプソントイプクレームに変更する作業は比較的容易であり（この変更の必要性は例えば欧州出願において生じる）、その逆は容易ではないからである。

日本語の構成要素列挙タイプクレームでは、「A、B及びCを備える装置。」といった表現が用いられる。この英訳文は、「An apparatus comprising A, B and C.」である。つまり、日

本語クレームでは「装置」は文末に位置し、英語クレームでは「an apparatus」は文頭に位置する。この語順の相違が、「くせ者」である。

英語クレームでは、構成要素Aを説明する文節において、既出の単語「the apparatus」を用いることができる。一方、日本語クレームでは、「装置」は文末に位置するので、構成要素Aを説明する文節では、「装置」は既出の単語ではない。従って、例えば「上記装置の高さ方向中心よりも上に位置するところの部材A」のような表現は、英語クレームではできても、日本語クレームではできない。日本語クレームでは、「その高さ方向中心よりも上に位置するところの部材A」のような表現となる。「その」が指すのは、文末の「装置」である。このクレームは、それが長文であるとき、極めて難解である。

クレームが長文であるとき等においては、例外的に、「A、B及びCを備える装置であって、上記Aが上記装置の〇〇である装置。」のような日本語クレームを立ててもよいだろう。このクレームは、特徴部分はないが前提部分に似た節があるクレームであり、いわば「ジェプソンくずれクレーム」である。ジェプソンくずれクレームは、日本語クレームと英語クレームとのギャップを埋めうる。

なお、ジェプソンくずれクレームを直訳すると、wherein節を有する英語クレームとなる場合があるだろう。wherein節の使用には賛否両論があるが、wherein節に関して表明されている懸念の多くは、慎重なクレーム立案を行うことで解決できそうである（ここでは詳細は述べない）。

注意点2 主語の省略

日本語のセンテンスでは、たびたび主語が省略される。多くの場合、読み手は省略された主語を想像できる。主語に限らず互いが理解できる事柄には、わざわざ言及せずに済ませるのが、日本語の仕組みであり、日本人の慣習なのだろう。

ところが、主語がないばかりにセンテンスに疑義が生じることが、まれにある。1つのセンテンスから、2つの意味が生じてしまうのである。日本語の明細書であれば、そのセンテンスが曖昧であっても、他の部分の記載等が参酌され、「おそらくこちらの意味なのだろう」と好意的に解釈されて救済される可能性はある。ところが英語では、原則として主語を省略しない。主語が省略されたセンテンスを英訳するとき、翻訳者は英文に主語を追加する。この追加に誤りがあれば、センテンスの意味がずれる。日本語明細書では「曖昧」で済んだものが、英語明細書では「誤記」になってしまう。このような誤訳を阻止するために、日本語の段階から主語をつけるべきである。もちろん、英訳される可能性のない日本語明細書であっても、疑義が生じるリスクを回避するために、主語をつけるべきである。

特許事務所において、先輩が後輩に、「なるべく主語をつけるように」と指導することは、

古くからあった。この「なるべく」などという甘い認識は、改めるべきである。「主語のないセンテンスは1つたりとも書かない」くらいの覚悟が、必要である。

必ず主語をつけようとする、受動態のセンテンスが多くなる。ある程度は仕方がないことだが、行き過ぎると、文章に躍動感がなくなる。なるべく、能動態のセンテンスを書きたいものである。主語を有し、かつ能動態であるセンテンスを書くには、動詞の語彙を豊富に持つことである。

さらに、抽象名詞の語彙も増やしたい。日本語は元来抽象名詞の少ない言語であるが、この抽象名詞を主語に用いることで、主語があつてかつ能動態であるセンテンスを書くことができる。

例えば、

- ・ 静電気が帯電することにより、スパークが誘発される。

との受動態センテンスは、

- ・ 静電気の帯電は、スパークを誘発する。

との能動態センテンスに書き換えられ得る。この書き換えは、「帯電」という抽象名詞を主語とすることで可能となる。

注意点3 単数形と複数形

例文1

この摩擦面は、10個の突起を有している。平面視において、突起は円形である。

日本語では、単数と複数とを区別しない。例文1では、1回目に登場する「突起」は「10個の」との修飾を伴うことから複数であることが分かるが、2回目に登場する「突起」は単数なのか複数なのか、不明である。2回目に登場する「突起」がもし単数なら、個々の突起の形状が円形であることになる。2回目に登場する「突起」がもし複数なら、10個の突起が並んで円形を形成しているとも解釈されうる。

英語の名詞には、単数形と複数形とが存在する。日本語のセンテンスに含まれる名詞を英訳するとき、翻訳者は単数形及び複数形のうちのいずれかを選択する。この選択に誤りがあれば、センテンスの意味がずれる。日本語明細書では「曖昧」で済んだものが、英語明細書では「誤記」になってしまう。

例文2

この摩擦面は、10個の突起を有している。平面視において、それぞれの突起は円形である。

例文2のように、「それぞれの」との用語を一度使って単数に落とし込む。その後は単数で、説明を進める。そうすれば、誤訳が阻止される。複数形で説明したい場合は、なるべくそれ

が分かる表現とする。例えば、「複数の」、「これらの」等の記載を付ける。

注意点4 助詞「は」の多用

平安時代以降のヤマト言葉には、「主語－述語」という概念がなく、「導入部－結論部」という概念が支配していた。導入部は、話題提供部でもある。導入部には、助詞「は」が付く。現代日本語においても、助詞「は」は、導入部を表す機能を有する。導入部の助詞「は」が付く名詞が、同時に主語である場合もあるし、主語でない場合もある。例えば以下の通りである。

導入部の名詞が主語である場合の例

- ・僕は、学校に行く。（「僕は」が導入部であり、「僕」が主語。）
- ・明日は、日曜日です。（「明日は」が導入部であり、「明日」が主語。）

導入部の名詞が主語でない場合の例

- ・明日は、雨が降る。（「明日は」が導入部であり、「雨」が主語。）
- ・明日は、行きます。（「明日は」が導入部であり、主語は省略。）
- ・春はあけぼの。（「春は」が導入部であり、「あけぼの」が主語。述語は省略。）

下記の例文3をご覧ください。

例文3

この合金は、結晶粒が大きい。

この例文3では、助詞「は」がつく「この合金は」が導入部であり、助詞「が」が付く「結晶粒」が主語である。つまり、導入部の名詞「合金」は主語ではない。この例文3を正確に英訳するには、技術内容に関する知識が必要である。翻訳者が、「結晶粒というのは合金の内部に生成しているものなのだ。」ということを理解していない場合、誤訳が起こりうる。誤訳を防止するには、主語でない導入部に助詞「は」を用いないことである。「なるべく用いない」のではない。「主語でない導入部に助詞「は」を用いたセンテンスは1つたりとも書かない」のである。これはヤマト言葉からの別離であり、清少納言に対して申し訳なく、さらに口語からの乖離であるが、特許明細書の世界に限れば許されるべきである。上記例文3は、下記のように書き換えられ得る。

- ・この合金では、結晶粒が大きい。
In the alloy, the crystal grain is large.
- ・この合金の結晶粒は、大きい。
The crystal grain of the alloy is large.
- ・この合金は、大きな結晶粒を有している。
The alloy has a large crystal grain.
The alloy has a crystal grain which is large.

いずれも、主語でない導入部に助詞「は」を用いていない。英訳段階で誤訳されるおそれは、ほとんどない。清少納言が枕草子に書いた「春はあけぼの」に比べ、表現が美しくないだけのことである。いとをかしき明細書を書く必要は、ない。

注意点5 冗長表現

英語の「door」は、日本語では扉（とびら）である。下記の例文4をご覧ください。

例文4

この装置は、開閉扉を有している。

この例文4に違和感を持つ日本人は、少ないであろう。しかし、これを英訳しようとする、たちまち戸惑う。「開閉扉」を如何に訳すべきか。「a door which can be opened and closed」とでも訳すのであろうか。筆者にはわからない。

漢字を駆使する日本語では、文字数が少なくなる傾向がある。そのためか、日本人には、「文字数が多い名詞の方が専門用語っぽくて格好いい」といった、間違った認識を持つ者が多い。そもそも扉は、開閉するもの（又は開閉されるもの）である。その「扉」にわざわざ「開閉」という修飾を付けるから、英訳が困難になる。「扉」だけで十分である。漢字1文字の名詞「扉」がよほど嫌なら、カタカナで「ドア」とでも書いておけばよい。

冗長表現が大好きである我々日本人が書く日本語明細書には、次の例文5のようなセンテンスも頻出する。

例文5

釣竿2は、釣竿本体4を有している。

この例文5を文字通りに英語にすると、「A fishing rod 2 has a main body 4 of the fishing rod.」になってしまう。長文であることと、「fishing rod」の冠詞が変化することとが相まって、意味が分かりにくい。「釣竿本体4」を「a fishing rod main body 4」と訳してもよいのだろうが、1つの熟語としてはやや長い（いわゆるベタ）。単に「本体4」だけで十分である。部材のネーミングは、簡素なものがよい。

3. まとめ

世界標準の日本語明細書を書くための注意点は、他にもある。筆者が知らない注意点も、たくさんあるだろう。これら注意点の全てに気をつけながら日本語明細書を書くことは、人間には（少なくとも筆者のような凡人には）不可能である。そこで筆者が実践していることがある。それは、「日本語明細書をタイピングしつつ、頭の中で英語の構文を走らせる」ことである。英単語を知らなくてもよい。例えば、「apparatus(装置)」等の英単語を知らなくても、頭の中で、「The 装置 has a 土台, a 胴体 and a 天板.」

との構文を走らせるのである。日本語をタイピングしつつ頭の中で英語の構文を走らせるのみで、上記注意点の多くに、自ずと注意が払われる。知らず識らずに、世界標準の日本語明細書が出来上がってしまう。ウソではない。これは筆者が二十数年かけて確かめた事実である。

英語の構文を頭の中で走らせながらの日本語タイピングには最初は苦痛を伴うが、徐々に慣れ、やがては快感すら覚えるようになる。筆者の場合、明細書作成の累積件数が200件に達したあたりから、強烈な快感を覚えるようになった。この快感は、日本語を自在に操っていることに対する満足から得られているようだ。累積件数が1000件をはるかに超えた今、英語の構文を頭の中で走らせることなく日本語明細書を作成することが、できなくなってしまった。快感中毒なのかもしれない。

中毒になって下さいと申し上げるつもりはないが、頭の中で英語の構文を走らせて下さる「物書き」の仲間が、我が国の特許業界において増殖すれば、この上なく嬉しい。

いずれは源氏物語を通読してみたいと思うが、弁理士を生業としている間はできそうにない。多忙に過ぎる。

(2018年8月寄稿)

著者略歴

岡 憲吾	昭和59年	京都大学工学部金属系学科卒業
(おか けんご)	同年	住友ゴム工業株式会社入社
	平成7年	弁理士試験合格
	平成29年	特許業務法人有古特許事務所に合流 現在に至る
